別紙様式第19号(第8条第2項関係)

神大情報開示第　　　号

令和　　年　　月　　日

開示実施手数料の減額(免除)について

(開示請求者)

　　　　　　　　　　　　　様

国立大学法人神戸大学長

令和　　年　　月　　日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については，独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1　対象となる法人文書とその開示実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2　減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3　減額(免除)が認められない理由等

(注1)

開示の実施を受ける場合には，上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

(注2)

この決定に不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条に基づき，この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に，国立大学法人神戸大学長に対して審査請求をすることができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人神戸大学を被告として，神戸地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。